

国労東日本

港区新橋5-15-5
交通ビル3F

国労東日本本部

発行責任者 伊藤秀樹
編集責任者 伊藤隆夫

2005年11月14日

第634号

定価 20円

組合員の購読料は
組合費に含まれています

もう一人の仲間を国労に
**国労加入を
大胆に訴えよう**

アドレス <http://www.e-nru.com>

中労委で 昇進差別 20事件 和解成立 (10/31) 引き続き、差別の是正に向けて闘いを継続・強化しよう

13年余の粘り強い組合員・家族の闘いに感謝します



勧告書

当委員会は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）と国鉄労働組合（下部機関の東日本本部、各地方本部、支部及び分会を含む。以下「組合」という。）とが、正常かつ良好な労使関係の確立が不可欠であることを深く認識し、労使関係の健全な発展に努めることが重要であるとの観点から、別紙1記載の本件和解対象事件（以下「本件」という。）に関し、下記により和解することを適当と認め、和解を勧告する。

記

- 1 会社は、昇進試験制度の運用に当たり、本件和解の趣旨・経過及び別紙「確認書」を踏まえ、昇進試験制度の運用を公平・公正に行うことを保障する。
- 2 会社及び組合は、平成17年度の昇進試験の結果を評価するとともに、このような結果が今後とも維持されることを期待する。
- 3 会社は、本件及び別紙2記載の東京都労働委員会に係属している事件（以下「都労委事件」という。）の和解の成立に当たり、組合に対し、解決金を支払う。
- 4 組合は、都労委事件を取り下げる。
- 5 会社と組合は、本件に関し、以後争わないこととし、組合は初審命令の履行を求めない。

平成17年10月31日
中央労働委員会
渡辺 章
松井保彦
福岡道生

1991年以降、私達国労は、「昇進差別事件」を究極の不当労働行為と位置付け、各地方労働委員会に差別の是正・救済を求め申立てを行ってきました。今回13年余の永きにわたって粘り強く闘ってきた「昇進差別事件（中労委6事件・都労委14事件）」の一括和解が10月31日に中労委で成立しました。

和解の内容

10月31日、労使双方が確認した点は別紙「勧告書」で明らかのように、JR東日本は、「本件和解の趣旨、経過及び別紙『確認書』を踏まえ、昇進試験制度の運用を公平・公正に行うことを保障する」。JR東日本及び国労は、「平成17年度の昇進試験の結果を評価するとともに、このような結果が今後とも維持されることを期待する」。JR東日本は国労に対し、これまでの補償を含む「解決金」を支払う。等が、主な和解内容です。

和解の意義

JR東日本発足以降、国労敵視の歪んだ労務政策の下で「昇進制度」をテコに、徹底した国労組合員に対する昇進差別・賃金差別の道具として「昇進制度の運用」が行われてきました。「国労に所属している限り、昇進試験には合格しない」など露骨な差別攻撃が職場に吹き荒れる中、私達国労は、職場を基礎に各地の労働委員会に救済申立てを行い、不当な差別の立証と差別是正の取組みを粘り強く取組んできた力が、中労委における和解成立へと導きました。

中労委における「昇進差別20事件」の一括解決の持つ意義は、何よりも 昇進制度をテコとして「国労組合員では昇進

勸告書 昇進制度の運用を公平・公正に行うことを保障する 組合に対し、解決金を支払う

「昇進制度等の改善」は今後の労使協議に

試験に合格しない」など、これまでの国労組合員に対する露骨な賃金差別を改め、今後真面目に昇進試験を受験した組合員に対しても昇進試験に合格する可能性を切り開くものです。このことは今年度の昇進試験で、国労組合員が昇進試験に最終的に600名を超える組合員が合格したことにも現れています。が、「昇進差別20事件」の一括和解の成立は差別是正を実現していく新たな闘いの出発点に立ったことを意味するものです。

同時に、「JR発足以降歪んだ労務政策の下で、「国労に所属する限り昇進試験に合格しない」「昇進試験に合格したければ国労を脱退しろ」等の露骨な国労に対する組織攻撃がかけられる中で、国労加入への最大の障害が「昇進制度」をテコとした露骨な昇進差別・賃金差別でした。しかし、「昇進差別20事件」の一括和解の成立によって、今後昇進差別の是正を実現していく新たな闘いを前進させていくことは、他労組からの「国労組合員では昇進試験に合格しない」等の根拠なき攻撃を跳ね返し、大胆に職場に働く仲間が国労加入を訴えることが可能となり、国労組織の反転攻勢に転じるチャンスを開き切る力となるものです。「昇進差別20事件」の一括和解の成立など一つひとつの取組みの積み重ねが、私達国労の求



めてきた「不当労働行為のない、正常かつ健全な労使関係の確立」への展望を切り開くとともに、公共交通機関であるJR東日本に課せられている社会的使命をしっかりと果たすJR東日本を作り上げる原動力へと発展させる可能性を切り開くものです。このような意義をもつ「昇進差別20事件」の一括和解成立に確信を持って、差別是正を実現する新たな闘いに全力を尽くしましょう。

今後の課題と取り組み

10月31日の「昇進差別20事件」一括和解によって全ての賃金差別が是正されたわけではありません。13年余にしてようやく昇進差別是正を実現していく新たな闘いの出発点に立った段階であり、引き続き差別是正に向けた闘いを継続強化することが求められています。

今後、JR東日本に対して、和解の趣旨、経過及び確認書に基づき誠実な履行を求めるとともに、国労組織一丸となった平成18年度の昇進試験に対する組織的取組みの強化が不可欠となっています。

同時に、和解協議を通じて私達国労が改善を求めた 受験

欠格条項の見直し、在級年数等による昇進の最低保障制度の導入、人事考課制度の評価項目・評定者の見直し、客観性・公正性を確保する措置の改善等、



人事異動、人事配置の公平・公正を図ること、職場の研修について差別感を解消すること、スポーツ・レク等の会社の諸行事における差別的取扱いを止め、公平・公正な運用を行うこと、などの諸問題は今後の労使協議に課せられている課題となっています。このような昇進制度の改善等の諸問題の改善に向けた取組みに全力を尽くすとともに「JR東日本の正常かつ健全な労使関係の確立に向け、「昇進差別20事件」一括和解を機に、闘いの継続、強化を図ることが国労東日本本部に求められています。

これまで13年余の永きにわたって困難を乗り越え、粘り強く闘いを支えていただいた組合員・家族の皆さんや年齢によって退職を余儀なくされた諸先輩の労苦に感謝と御礼を申し上げます。今回の「昇進差別20事件」一括和解を機に、私達国労は少数派から多数派への展望を着実に切り開くため、差別是正を実現する新たな闘いに全力を尽くしましょう。

昇進差別20事件

和解対象事件

中央労働委員会係属事件（全て不当労働行為事件）

平成13年（不再）第13号	東日本旅客鉄道（郡山工場昇進）
平成14年（不再）第12号	東日本旅客鉄道（神奈川昇進）
平成14年（不再）第16号	東日本旅客鉄道（岩手昇進）
平成14年（不再）第44号・第45号	東日本旅客鉄道（土崎工場昇進）
平成16年（不再）第6号・第9号	東日本旅客鉄道（新橋駅昇進）
平成16年（不再）第25号・第26号	東日本旅客鉄道（宮城昇進）

東京都労働委員会係属事件（全て不当労働行為事件）

平成3年（不）第68号	東日本旅客鉄道（王子駅）
平成3年（不）第69号	東日本旅客鉄道（八王子保線区）
平成3年（不）第70号	東日本旅客鉄道（大井工場）
平成4年（不）第34号	東日本旅客鉄道（新宿駅）
平成4年（不）第64号	東日本旅客鉄道（下十条運転区）
平成4年（不）第65号	東日本旅客鉄道（上野新幹線第二運転所）
平成4年（不）第66号	東日本旅客鉄道（武蔵小金井駅）
平成4年（不）第67号	東日本旅客鉄道（新宿信号通信区）
平成4年（不）第68号	東日本旅客鉄道（大森駅）
平成6年（不）第2号	東日本旅客鉄道（八王子車掌区）
平成6年（不）第3号	東日本旅客鉄道（立川車掌区）
平成6年（不）第4号	東日本旅客鉄道（三鷹車掌区）
平成6年（不）第5号	東日本旅客鉄道（新宿車掌区）
平成6年（不）第6号	東日本旅客鉄道（大井町駅）

僕のがん保険は、病気もケガも保障する。

しかも、保険料が上から下へ、保障が一生つづく。がん保険を選ぶなら、アメリカンファミリーです。

新健康応援団MAX 終身タイプ

21世紀がん保険 特約MAX

「がん」の生涯保障<21世紀がん保険>	
BESTプラン・1倍	ご本人の保障
初めて診断されたとき	＜一時金として＞ がんの場合 100万円 上皮内新生物の場合 10万円
入院したとき	安心の無制限 1日につき 10,000円
手術を受けたとき	1回につき 20万円
高度先進医療を受けたとき	技術料に応じて 6~140万円
通院したとき	1日につき 5,000円
がんで死亡したとき	10万円

・保険期間：終身・契約年齢：満3歳～満80歳・解約払戻金0コース
＜引換保険会社＞
自信があります。私の医療保険。

AFAC アメリカンファミリー生命

東京第三営業本部 第三支社 ☎03-3344-1889
〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

がん以外の「病気・ケガ」の生涯保障<特約MAX21終身タイプ>	
ケガの保障は90歳までとなります。	ご本人の保障【本人型】
病気で入院したとき	1日につき 5,000円 (1日目から)
ケガで入院したとき	1日につき (手術の種類により) 5・10・20万円

・保険期間：終身（ケガの保障は90歳までとなります。）・疾病・災害入院給付金日額5千円
・契約年齢：満3歳～満80歳（本人型）1回の入院については124日まで保障 ※日帰り入院（1日入院）とは、入院日＝退院日の入院で、入院料の支払いの有無で、入院であるかどうか判定されます。

◎詳細はパンフレット、ご契約のしおり・約款をご覧ください。

■募集代理店

アベニール 株式会社

TEL 03-3437-6810 FAX 03-3437-6822

〒1105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F

AFN広告-2003-015-0402051 2月21日